

令和 8 年 第 1 回 臨 時 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
会 議 日 程	令 和 8 年 2 月 1 9 日	午 後 5 時 3 0 分 開 会 午 後 6 時 0 0 分 閉 会	
場 所	魚 沼 市 役 所 議 会 委 員 会 室	書 記	森 山 玲 子
委 員 定 数	5 名 ( 出 席 者 5 名 欠 席 者 0 名 )		
出 席 委 員	教 育 長 樋 口 健 一 委 員 浅 井 誠 哉 委 員 桑 原 哲 哉	教 育 長 職 務 代 理 者 委 員	星 麻 衣 八 木 由 美 子
欠 席 委 員			
説 明 の た め 出 席 し た 者	事 務 局 長 大 塚 宣 男 管 理 指 導 主 事 五 十 嵐 哲 也 教 育 セ ン タ ー 次 長 須 佐 光 行 子 ど も 課 長 浅 井 勝 美	学 校 教 育 課 長 管 理 指 導 主 事 生 涯 学 習 課 長 庶 務 係 長	岡 部 忍 米 山 智 青 柳 洋 介 森 山 玲 子

## 会議事項及び議事の経過

### 開会宣言

( 教 育 長 ) これより令和8年第1回魚沼市教育委員会臨時会を開催します。

### 日程第1 会議録署名委員の指名について

( 教 育 長 ) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により  
浅井 誠哉 委員にお願いします。

### 日程第2 議案 第9号

#### 魚沼市教育委員会褒賞規則に基づく被褒賞者の決定について

( 教 育 長 ) 日程第2、議案第9号 魚沼市教育委員会褒賞規則に基づく被褒賞者の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

( 管 理 指 導 主 事 ) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市教育委員会褒賞規則に基づく被褒賞者の決定について(学校教育課分を説明))

( 教 育 長 ) 議案第9号について、質疑はありませんか。

( 委 員 ) (「ありません」の声あり)

( 教 育 長 ) 質疑なしと認めます。

議案第9号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

( 全 委 員 ) 「異議なし」

( 教 育 長 ) 異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり承認することとします。

### 日程第3 議案 第10号

#### 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

( 教 育 長 ) 日程第3、議案第10号 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

- (子ども課長) 説明いたします。(資料により説明：児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について(子ども課分を説明))
- (教育長) 議案第10号について、質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (教育長) 質疑なしと認めます。
- 議案第10号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全委員) 「異議なし」
- (教育長) 異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり承認することとします。

#### 日程第4

#### 議案 第11号

#### 魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

- (教育長) 日程第4、議案第11号 魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- (子ども課長) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について(説明))
- (教育長) こども誰でも通園制度の概要を説明してください。
- (子ども課長) こども誰でも通園制度は、0歳から3歳未満児の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず、月10時間以内でお預かりできる制度です。利用料は1時間300円で、制度の範囲内で国の補助があります。
- 保育は福祉的な取り扱いになるため、これまでは保護者が就労している家庭が利用することが前提となる場合が多くありましたが、こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無にかかわらず、3歳未満児も預けられる制度です。
- 魚沼市では現在も「一時預かり」として0歳から受け入れており、待機はほぼない状況です。そのため、実態としては、すでにこども誰でも通園制度に近い形で対応している部分があります。
- 各保育園での一時預かり事業は1時間200円です。本来は保護者の病気などで家庭で保育ができない理由が必要でしたが、現在は保護者の心理的、身体的負担を軽減する目的でも利用できる扱いになっています。
- 今年度、南魚沼市でもこども誰でも通園制度を試験的に実施していますが、結果的にこども誰でも通園制度より一時預かり事業の利用者が多い状況だと聞いています。今年度の実績では、私立たんぼぼ保育園でのこども誰でも通園制度の利用者は、1年間に1件のみでした。今後は一時預かり事業で対応するため、国の制度には参加しないとのこと。
- 令和8年度について、公立ではなかよし保育園での実施を検討し、準備を進めています。公立保育園については、利用状況などを確認しながら、順次全ての園に広げていく方向で検討してまいります。
- (教育長) 議案第11号について、質疑はありませんか。
- (教育長職務代理者) 一時預かり事業の需要はある一方で、こども誰でも通園制度があまり使われていないというお話でした。利用が伸びない理由はあるのでしょうか。
- (子ども課長) こども誰でも通園制度は、1時間300円で月10時間以内という制限があります。一方、一時預かり事業は1時間200円で、時間制限がないため、こちらを利用するケースが多いという話も聞いています。
- また、保護者が休息などを理由に制度を利用する方が少ないことも、利用者が増えない理由の1つだと思われます。
- (委員) 一時預かり事業とこども誰でも通園制度は時間が決まっていますが、人数などの制約はありますか。

( 浅井子ども課長 ) 基本的にはありません。例えば里帰り出産の方が一時預かり事業を利用されるケースが多く、3か月利用している例もあります。料金は1時間200円で、1日の最長が1,200円となっています。3か月利用すると金額は大きくなりますが、そのような利用もあります

( 教育長職務代理者 ) 回数制限はありますか。

( 子 ども 課 長 ) 回数制限はありません。こども誰でも通園制度は月10時間以内ですが、魚沼市では一時預かり事業でほぼ対応できています。早朝延長も割増料金になりますが、一時預かり事業では利用できます。一方、こども誰でも通園制度は基本的に早朝延長ができません。そのため魚沼市の場合は、一時預かり事業の方が断然使いやすい状況です

( 教 育 長 ) ほかに質疑はありませんか。

( 委 員 ) (「ありません」の声あり)

( 教 育 長 ) 質疑なしと認めます。

議案第11号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

( 全 委 員 ) 「異議なし」

( 教 育 長 ) 異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり承認することとします。

## 日程第5 議案 第12号

### 魚沼市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について

( 教 育 長 ) 日程第5、議案第12号 魚沼市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

( 子 ども 課 長 ) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について(説明))

( 教 育 長 ) 議案第12号について、質疑はありませんか。

( 委 員 ) (「ありません」の声あり)

( 教 育 長 ) 質疑なしと認めます。

議案第12号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

( 全 委 員 ) 「異議なし」

( 教 育 長 ) 異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり承認することとします。

## 日程第6 議案 第13号

### 魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

( 教 育 長 ) 日程第6、議案第13号 魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

( 子 ども 課 長 ) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について(説明))

( 教 育 長 ) 議案第13号について、質疑はありませんか。

( 委 員 ) (「ありません」の声あり)

( 教 育 長 ) 質疑なしと認めます。

議案第13号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

( 全 委 員 ) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認することとします。

## 日程第7 議案 第14号

### 魚沼市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則の制定について

(教 育 長) 日程第7、議案第14号 魚沼市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則の制定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(子 ども 課 長) 説明いたします。(資料により説明：魚沼市特定乳児等通園支援事業の確認等に関する規則の制定について(説明))

(教 育 長) 議案第14号について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(教 育 長) 質疑なしと認めます。

議案第14号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり承認することとします。

## 日程第8 協議事項

### ①小中学校管理職内報の事前了解について

【機密情報のため、非公開】

## 日程第9 その他

### ①その他

(教 育 長) 日程第9、その他、①その他

(教 育 長) その他事項でありましたら、お願いします。

(局 長) ・教育委員の再任について

### ②今後の会議日程

(教 育 長) 令和8年第3回定例会については、3月24日、午後1時30分から本庁舎3階305会議室で開催することとします。

(教 育 長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。

( 教 育 長 ) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 6 時 00 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

教 育 長

会議録署名委員